

## 資料編





## 西東京市子ども子育て審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

分類	氏名	選出区分	備考※
子ども子育て 又は医療に関する 事業に従事する者	小牧 智子	認証保育所長代表	②⑤
	武田 美代子	西東京市私立保育園長代表	②⑤
	古川 祐子【副会長】	西東京市主任児童委員	①④
	谷津 洋子	東京都小平児童相談所	
	横山 哲夫	西東京市医師会代表	
	吉田 朋子	市民公募：子育て支援団体	③④
学識経験を 有する者	網干 裕之	西東京市私立幼稚園長代表	①⑤
	大沼 広亮	東京都立田無特別支援学校	
	金子 要昭	人権擁護委員	
	小林 啓子	東京都多摩小平保健所	③④
	中村 明子	西東京市立小学校長代表	
	丸木 敦	西東京市社会福祉協議会代表	③④
	森田 明美【会長】	大学教授	
保護者	加藤 聡	市民公募：保育所利用保護者	②⑤
	西澤 恭子	市民公募：幼稚園利用保護者	①⑤
	三浦 亜紀子	市民公募：学童クラブ利用保護者	③⑤

## 西東京市子ども子育て審議会専門委員名簿(計画策定について)

(五十音順 敬称略)

氏名	選出区分	備考※
安部 芳絵【部会長】	大学教員	③④
上田 美香【部会長】	大学教員	①②⑤

【※備考：①～⑤は、次ページに示す専門部会の部会員であることを示します。】

## 策定経過

### (1) 審議会

市長の諮問により、「西東京市子ども子育て審議会」にて計画案を御審議いただき、答申をいただきました。

「西東京市子ども子育て審議会」には、平成 25 年には3つの専門部会、平成 26 年には2つの専門部会が設置され、19回の審議会・専門部会を経て、計画案が作成されました。

なお、審議会・専門部会の構成員は、前ページのとおりです。

#### ①会議の開催状況

開催時期：平成 25 年8月～平成 27 年2月

会議開催回数：19回（審議会 12回、専門部会 7回）

#### ②専門部会の設置状況

平成 25 年：①幼稚園関連専門部会、②保育所関連専門部会、③子育て支援関連専門部会

平成 26 年：④事業計画部会、⑤幼保基準部会

#### ③審議経過 【※会議：審…審議会、専…専門部会①・②・③、計…専門部会④、基…専門部会⑤】

平成 25 年度			
	会議※	開催日	主な審議内容と結果
1	第1回：審	8月22日	次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定について（諮問）／次期プランの策定スケジュール／ニーズ調査票案／専門部会の設置
2	第1回：専	9月18日	ニーズ調査票案
3	第2回：審	10月3日	ニーズ調査票案／ヒアリング調査案／現行プラン進捗状況
4	第2回：専	12月9日	ニーズ調査の結果概要／事業量の見込みと区域の設定／ヒアリング調査案
5	第3回：審	1月16日	ニーズ調査の結果／量の見込みと区域の設定／専門部会からヒアリングに関する意見報告／現行プラン進捗状況
6	第3回：専	2月25日	区域の設定／事業量の見込みの算出／ヒアリングの報告
平成 26 年度			
7	第1回：審	4月3日	区域の設定／事業量の見込みの算出
8	第2回：審	5月22日	ヒアリングの報告／専門部会の改組／事業の見込みの算出／基本理念・基本方針・課題整理
9	第1回：計	6月26日	量の見込みの算出／子どもアンケート実施案／現行プランの評価／次期プランの基本理念・基本方針
10	第1回：基	6月29日	事業量の見込みの算出
11	第2回：計	7月9日	子どもアンケート実施案／現行プランの評価／次期プランの基本理念・基本方針・重点的な取組
12	第2回：基	7月17日	教育・保育施設の運営
13	第3回：審	7月23日	事業量の見込みの算出／現行プランの評価／次期プランの基本理念・基本方針・重点的な取組／子どもアンケート実施案
14	第4回：審	8月8日	子どもアンケート実施案／現行プランの評価／次期プランの基本理念・基本方針・重点的な取組・施策の方向
15	第5回：審	10月16日	事業量の見込み算出及び確保方策
16	第6回：審	11月6日	事業量の確保方策
17	第7回：審	11月27日	次期プランの骨子案
18	第8回：審	12月10日	次期プランの素案
19	第9回：審	2月18日	パブリックコメント・市民説明会・市議会の意見を反映させた次期プランの修正案（計画案・答申案）

## (2) 市民参加(調査、パブリックコメント等の実施)

### ①子どもへの調査(詳細は、第2章第2節)

実施時期 平成26年7月～9月

### ②おとな(保護者・利用者)への調査

A. ニーズ調査(詳細は、第2章第3節1及び『西東京市子育て支援ニーズ調査結果報告書』)

実施時期 平成25年10月23日～11月11日

B. ヒアリング(詳細は、第2章第3節2)

実施時期 平成26年2月～3月

### ③市民説明会(詳細は、市ホームページ)

実施時期 平成27年1月12日(午前:コール田無、午後:防災センター)

参加者 34人(午前20人、午後14人)

内容 審議会委員(網干委員、上田専門委員、古川副会長、武田委員)による基調講演。その後、市から計画素案を説明。質疑応答。

### ④パブリックコメント(市民意見提出手続。詳細は、市ホームページ)

実施時期 平成26年12月22日～平成27年1月21日

意見提出者 14人

意見項目 49件

### ⑤情報提供

子ども子育て審議会における新制度に関する最新の審議状況を情報提供するため、試行的な運用として、平成26年4月から市ホームページに専用のページを設け、会議録の公表に加え、新たに会議資料の公表について、迅速な対応を行いました。

## 用語解説

### あ行

#### ●育児休業

乳児、幼児の養育のため、従業員が雇用関係を維持したまま一定期間休業すること。

#### ●インターンシップ

学生が、ある一定期間において、企業や施設等に出向き、就業体験を行うこと、あるいは就業体験ができる制度を指す。

#### ●NPO

Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略。行政や民間企業に属さず、福祉やまちづくり等の社会貢献活動をする民間の非営利組織。国や都道府県からNPO法（特定非営利活動促進法）に基づく認証を得た団体は、法人格を有する。

#### ●園庭開放

地域の子どもと園児と一緒に遊べる場として保育園等の園庭を開放すること。

#### ●親

このプランでは、子育てをしているすべての人を指す。

#### ●親支援

このプランでは、親を支援することに加え、子どもを持った人が親としての意識や行動ができるようになるよう支援することも含む。

### か行

#### ●かかりつけ医

普段の健康管理、病気の初期治療、大病院での検査や治療を必要とするかどうかの判断、他医療機関の紹介など、個人の体の状態を把握している身近な医師。

#### ●かかりつけ歯科医

治療のほか、予防や健康づくり等の相談にのる身近な歯科医。

#### ●休日保育

日曜、祝日に家庭での育児が困難な時や、保護者が働いている場合に保育を行う制度。

#### ●教育支援ツール

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画等に必要な様式を一つにまとめたもの。

#### ●合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

#### ●子育て・子育ち

「子育て」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指す。一方、親による「子育ち」がある。

## ●子育てひろば

親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場で、本市には、住吉町にある「子ども家庭支援センター」や「のどかひろば」、田無町にある「ピッコロひろば」、保育所5園で行っている「地域子育て支援センター」、児童館での事業がある。

## ●子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

## ●子ども総合支援センター

子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する「子ども家庭支援センターのどか」と、発達支援を行う「こどもの発達センター ひいらぎ」の機能を併せ持つ施設で、本市の子育ち・子育て支援の拠点となるもの。この名称は、条例による。

「子ども家庭支援センターのどか」は、子ども自身や子育て家庭からのさまざまな相談に応じる総合窓口。地域の関係機関と連携を取りながら、お子さんと家庭に関する総合的な支援を行っている。主な業務としては、子ども家庭相談、子育て講座、養育家庭支援制度の紹介を実施。「こどもの発達センター ひいらぎ」は、就学前の発達に心配のある子、発達に遅れのある子などが家庭や地域で健やかに育つよう応援する施設。センターは「ひいらぎ」（住吉会館ルピナス）と「分室ひよっこ」（西原保育園内）の二つの施設で相談事業・通所事業・外来事業を行っている。

## ●子どもの貧困対策に関する大綱

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもが夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進しようとする、国の大綱。

## さ行

### ●里親制度

保護者がいないか、保護者がいても子どもを養育できない等、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間（原則として1か月以上）一般家庭に迎える制度。東京都では、養育家庭制度という。

### ●施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育所に共通する財政支援。保護者への個人給付を基礎として、施設が代理で給付を受けることができる。施設が給付を受けるには、市長の「確認」が必要となる。

### ●児童館・児童センター

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、主に乳幼児から高校生年代（0歳～18歳未満）までを対象とし、年齢の異なる子どもたちが一緒に遊んだり、さまざまな体験をしながら、共に育っていくことを目的とした、地域の遊び場。児童センターには、体力増進を図る設備があり、体力増進指導委員という専門の職員が配置されている。

### ●児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2015年1月現在で195の国と地域が締結している。

### ●就園奨励事業

私立幼稚園や幼稚園類似施設が保護者に対して入園料及び保育料を減免した場合に各園へ補助を行う国の補助事業に連動した事業。

### ●就学支援シート

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園等の就学前機関が、子どもに必要な支援や配慮する事項等について、保護者とともにもとめて、小学校等に引き継ぐシート。

### ●障害児保育

療育施設、通園施設、通園事業、保育所、幼稚園等における障害児を対象とする保育の制度、施設、実践の総称。

### ●情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

### ●スキップ教室（適応指導教室）

不登校になっている市立小・中学校の児童・生徒に対して、指導員との関わりやグループ活動を通して、悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲をもてるように指導し、学校復帰を目指すことを目的とした教室。

### ●スクールカウンセラー

いじめや不登校など、心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために各学校に配置されたカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒、職員、保護者からの相談を担当する。

### ●青少年育成会

青少年の健全育成のために活動をしている団体のことで、平成25年12月現在19団体ある。各育成会は、小学校通学区域ごとに活動をしており、地域の子どもたちへさまざまな行事を実施したり、通学路などの安全点検、防犯・非行防止のためのパトロール等を行っている。

### ●総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。

## た行

### ●地域型保育給付

これまで国の財政支援の対象とならなかった定員20人未満の多様な保育への財政支援。地域型保育には、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育がある。保護者への個人給付を基礎として、事業者が代理で給付を受けることができる。事業者が給付を受けるには、市長の「確認」が必要となる。

### ●地域子育て支援センター

市内の公立保育園5か所（ひがし保育園・なかまち保育園・やぎさわ保育園・すみよし保育園・



けやき保育園)を基幹型保育園として位置づけ、地域子育て支援センターを開設している。施設内の集いの部屋の他、園庭も利用ができ、就学前までのお子さんと家族、これから親になられる方に子育て相談・子育て講座等各種子育て支援を行っている。

#### ●特別支援学校

従来の盲・ろう・養護学校のこと。平成19年4月の学校教育法の改正により名称変更。

### な行

#### ●ニート

Not in Employment, Education or Trainingの略。イギリスで名づけられた言葉で、直訳では「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。日本ではこのほかに、就労意欲を喪失し、または奪われているという意味で用いられることが多い。

#### ●認証保育所

多様な保育ニーズに対応するため、13時間以上の開所を行う、東京都の基準を満たし、認証された保育施設。認証保育所には、A型の駅前基本型(20人~120人定員)とB型の小規模・家庭的保育所(6~29人定員)がある。

#### ●ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるとの考え。

### は行

#### ●ひきこもり

さまざまな要因が重なって、社会参加の場がせばまり、就労や就学など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われる状態のことで、精神疾患に伴うひきこもりとは別けて「社会的ひきこもり」と呼ばれる。

#### ●PDCAサイクル

Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(見直し)の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。

#### ●ファシリテーター

子どもとともに社会活動を行いながら、子どもの意見を聴きとり、子どもを励まし、必要な知識や技術・方法を提示しながら、子どもの参画を支援する役割を担う者。子どもの意思に適切に配慮しながら、子どもの社会活動への参加を支援する。

#### ●ファミリー学級

これから親になる方が安心して出産・育児ができるよう、助産師・保健師・管理栄養士等が出産・育児や行政サービス等について話し、参加者同士の交流を行う市の講座。

#### ●プレイリーダー

プレイパークに常駐し、子どもたちが自由に遊びをするための環境を実現し、遊びの見守りや指導をするおとな。本計画では、プレイパークに限定せず、子どもの遊びを見守り、支援をするおとなのことをいう。

### ●放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の計画的な整備を進めるため、厚生労働省と文部科学省が共同で策定したプラン。

### ●ホームヘルパー

居宅において育児、食事、掃除、洗濯などの家事・育児に関するサービスを行う者。

### ●母子・父子家庭自立支援給付金支給事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金及び同法第31条の10の規定による父子家庭自立支援給付金。

### ●母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立目標及び当該受給者の就労支援の内容を設定したプログラムで、申請を受けて母子・父子自立支援プログラム策定等事務嘱託員が策定する。これに基づき各種支援事業等を活用することで、児童扶養手当の受給者に対し、きめ細やかに継続的な自立・就労支援を実施する。

## ま行

### ●民生児童委員

社会福祉に関して困ったことや心配なことがある場合に相談にのり、市や関係機関と協力して手助けする、地域の身近な相談相手。厚生労働大臣の委嘱により活動している民間奉仕者。民生委員は、児童委員を兼務しており、うち10人が児童福祉を専門に扱う主任児童委員。

### ●メディアリテラシー

メディア情報を適切に受け取ったり発信したりする能力。

## や行

### ●夜間養護等（トワイライトステイ）事業

児童養護施設等で、休日や夜間に子どもの生活指導、食事の提供等を行う事業。

## わ行

### ●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

家庭や地域生活、仕事場等において、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できるような仕事と生活の調和のこと。

### ●若者

国の作成した「子ども・若者ビジョン」では、思春期（中学生から18歳まで）の者及び青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満）の者としつつ、施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者を含むとしている。本計画で対象とする若者の具体的な年齢については、各事業を実施する際にそれぞれ設定する。